



福岡医発第1993号(地)

平成22年 2月 4日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

出産育児一時金等の過誤調整に関する
同意書の取扱い(国保連合会関係)について

貴職ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記同意書につきましては、平成21年10月30日付け福岡医発第1407号(地)にて社会保険診療報酬支払基金における当該同意書の記載内容の一部修正等についてご連絡しているところであります。

今般、別添のとおり、国民健康保険団体連合会に提出する同意書に関しましても同様の修正が行われた旨、国民健康保険中央会より日本医師会を通じて連絡が参りました。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知頂きますようお願い申し上げます。

なお、産科医療機関及び助産所には、福岡県国民健康保険団体連合会より別添文書が送付されることとなっております。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 毛利康茂
医療保険副担当理事 島田昇二郎
母子保健担当理事 松行眞門
会 長 丸 山 泉



(保 192)

平成 22 年 1 月 29 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

藤 原



出産育児一時金等の過誤調整に関する同意書の取扱い（国保連合会関係）

緊急の少子化対策として、平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの出産に対して、出産育児一時金等の支給額を 4 万円引き上げるとともに、被保険者等が医療機関等の分娩施設の窓口で出産費用をできるだけ現金で支払わなくても済むようにすることを目的に、「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」が実施されております。

この出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度は、医療機関が支払機関を通じて出産育児一時金等を保険者に対し請求し・給付を受けることとなっており、被保険者の資格喪失等により過誤調整を行う必要が生じた場合、支払機関において過誤調整を行うため、医療機関には同意書の提出が求められております。

しかし、この同意書の取扱いに関して、現場の医療機関にその趣旨が正確に伝わっていないとの指摘があり、昨年 10 月に社会保険診療報酬支払基金から、当該同意書の趣旨を改めてご説明するとともに、同意書の記載内容を一部修正し、産科医療機関等にご連絡申し上げたところであります。

今般、国民健康保険団体連合会（国保連合会）に提出する同意書に関しましても同様の修正を行うこととし、各都道府県国保連合会より、都道府県医師会をはじめとする関係団体及び産科医療機関等にご案内申し上げる旨、別添のとおり国民健康保険中央会より通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

<添付資料>

「出産育児一時金等の過誤調整に係る同意書の取扱いについて」（通知）の送付について
（平 22.1.28 事務連絡 国民健康保険中央会）



事 務 連 絡

平成 22 年 1 月 28 日

社団法人日本医師会 御中

国民健康保険中央会

「出産育児一時金等の過誤調整に係る同意書の取扱いについて」
(通知) の送付について

本会の事業運営につきましては、平素から種々ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記取扱いについて、平成 22 年 1 月 26 日付で都道府県国民健康保険団体連合会宛通知しましたので、送付文書一式(写)を別添のとおり送付いたします。

貴会におかれましても標記取扱いへのご対応について、ご配慮賜りますようお願い申し上げます。

担当	企画部企画調査課企画係
	TEL 03-3581-6823
	FAX 03-3581-3523



国保中発第 40 号

平成 22 年 1 月 26 日

都道府県

国民健康保険団体連合会事務局長 殿

国民健康保険中央会

事務局長 伊 藤



出産育児一時金等の過誤調整に係る同意書の取扱いについて

本会の事業運営につきましては、平素から種々ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の実施に伴う過誤関係の書類につきましては、昨年 9 月 30 日に本会ホームページに掲載し、各国保連合会より関係機関へ周知していただいたところですが、今般、厚生労働省から、「出産育児一時金の過誤調整に関する同意書」の趣旨が正確に伝わっていないケースがあるとの指摘が各所から寄せられているということで、国保連合会等支払機関からより分かりやすい内容での周知を行うようにとの要請がありました。

つきましては、当該同意書の取扱いの趣旨並びに産科医療機関及び助産所への再周知について、下記にご留意の上、照会等に的確に対応されるよう特段の配慮をお願いいたします。

記

1. 同意書の趣旨

この同意書は、被保険者資格の喪失が明らかとなった場合等における過誤調整を行うことを想定して産科医療機関並びに助産所から提出を求めるものであるが、これは、資格喪失等の事実を知らなかったことについて医療機関等の責めに帰すべき事由が無い場合も含めて一律に過誤調整を行うことへの同意を求めるものではないこと。

あくまでも、医療機関等の責めに帰すべき事由があるために過誤調整に係る請求権が保険者に帰属する場合に、その請求権を支払機関が代わって行使することについての同意を求めているものであること。

医療機関等の責めに帰すべき事由がなければ、医療機関等から特段の

申出が無い限り、出産育児一時金等は当該医療機関等に支払うこととなること。

2. 同意書の一部修正

厚生労働省担当課と調整した結果、以下のとおり同意書の一部修正を行った。

(1) 同意書の趣旨が明確にわかるよう、「自らの責めに帰すべき事由があることを了解した場合に限り、」との文言を一部追加したこと。

(2) 同意書の提出要領に、同意書の起算日（平成 21 年 10 月 1 日以降の出産分）等について追加したこと。

3. 都道府県医師会、産婦人科医会都道府県支部、日本助産師会都道府県支部、産科医療機関及び助産所への再周知

(1) 都道府県医師会、産婦人科医会都道府県支部及び日本助産師会都道府県支部宛

別紙 1 を参考とし、再度、連絡の上理解を得ること。

(2) 産科医療機関及び助産所宛

別紙 2 を参考とし、再度、周知を行うこと。

なお、今回の再周知については、急を要することから、個別に速やかに郵送されたいこと。

担当	企画部企画調査課企画係
	TEL 03-3581-6823
	FAX 03-3581-3523

(別紙 1)

事 務 連 絡
平成 22 年〇月〇日

都道府県医師会
産婦人科医会〇〇都道府県支部
日本助産師会〇〇都道府県支部 御中

〇〇〇国民健康保険団体連合会

出産育児一時金等の過誤調整に係る同意書の取扱いについて（ご連絡）

本会の事業運営につきましては、平素から種々ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、出産育児一時金等に係る過誤調整の取扱いにつきましては、同意書の趣旨が産科医療機関並びに助産所に正確に伝わっていないとの指摘が各所から寄せられております。

このことから、当該同意書の趣旨を明確にご理解いただけるよう記載内容の一部を修正するとともに、当該同意書の趣旨につきまして、別添のとおり再度、産科医療機関並びに助産所各位にご連絡をすることといたしましたので、お知らせいたします。

(別紙 2)

事 務 連 絡

平成 22 年〇月〇日

産科医療機関

助産所 各位

〇〇〇国民健康保険団体連合会

出産育児一時金等の過誤調整に係る同意書の取扱いについて（ご連絡）

本会の事業運営につきましては、平素から種々ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、出産育児一時金等に係る過誤調整の取扱いにつきましては、各産科医療機関並びに助産所にお知らせした手続における同意書の趣旨が正確に伝わっていないとの指摘が各所から寄せられております。皆様に誤解・御心配をお掛けしていることをお詫び申し上げます。

この同意書は、被保険者資格の喪失が明らかとなった場合等に過誤調整を行うこととなる可能性を想定して医療機関等から提出を求めるものですが、これは、資格喪失等の事実を知らなかったことについて医療機関等の側に責任が無い場合等も含めて一律に過誤調整を行うことへの同意を求めるものではございません。

あくまでも、医療機関等の側に責任があるために過誤調整に係る請求権が保険者に帰属する場合に、その請求権を支払機関が保険者に代わって行使することについての同意を求めているものでございます。

この点につきましては、昨年 10 月 8 日に閣議決定された質問主意書への政府答弁においても、「医療機関等の責めに帰すべき事由がなければ、医療機関等から特段の申出がない限り、資格喪失前の医療保険者から当該医療機関等に対し、出産育児一時金等が支払われる扱いとすることとしている」と明記されております。

また、同意書の趣旨を明確にご理解いただけるよう、別添のとおり記載内容の一部を修正しましたので、併せてお知らせいたします。

以上、同意書の取扱いにつきまして、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 22 年 2 月 1 日

産科医療機関
助産所 各位

福岡県国民健康保険団体連合会

出産育児一時金等の過誤調整に係る同意書の取扱いについて（ご連絡）

本会の事業運営につきましては、平素から種々ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、出産育児一時金等に係る過誤調整の取扱いにつきましては、各産科医療機関並びに助産所にお知らせした手続における同意書の趣旨が正確に伝わっていないとの指摘が各所から寄せられております。皆様に誤解・御心配をお掛けしていることをお詫び申し上げます。

この同意書は、被保険者資格の喪失が明らかとなった場合等に過誤調整を行うこととなる可能性を想定して医療機関等から提出を求めるものですが、これは、資格喪失等の事実を知らなかったことについて医療機関等の側に責任が無い場合等も含めて一律に過誤調整を行うことへの同意を求めるものではございません。

あくまでも、医療機関等の側に責任があるために過誤調整に係る請求権が保険者に帰属する場合に、その請求権を支払機関が保険者に代わって行使することについての同意を求めているものでございます。

この点につきましては、昨年 10 月 8 日に閣議決定された質問主意書への政府答弁においても、「医療機関等の責めに帰すべき事由がなければ、医療機関等から特段の申出がない限り、資格喪失前の医療保険者から当該医療機関等に対し、出産育児一時金等が支払われる扱いとすることとしている」と明記されております。

また、同意書の趣旨を明確にご理解いただけるよう、別添のとおり記載内容の一部を修正しましたので、併せてお知らせいたします。

以上、同意書の取扱いにつきまして、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

出産育児一時金の過誤調整に関する同意書

平成 年 月 日

_____ 国民健康保険団体連合会 宛

保険医療機関等コード							
------------	--	--	--	--	--	--	--

助産所の所在地

及び名称

開設者氏名

印

出産育児一時金（※）の支払に関し、保険者による資格確認等により支払が過誤と判明した出産育児一時金については、当助産所に支払われる他の出産育児一時金（当該出産育児一時金を支払った保険者又はそれ以外の保険者から国保連合会を通じて支払われるものに限る。）の充当による清算又は当助産所からの戻入による清算を、自らの責めに帰すべき事由があることを了解した場合に限り、国保連合会を通じて行うことに同意する。

（※）家族出産育児一時金並びに共済組合に関する法律又は私立学校教職員共済法による出産費及び家族出産費を含む。

（ご提出の要領等）

1. 既に本会宛に同意書をご提出いただいている場合は、この同意書を改めてご提出いただく必要はございません。
2. この同意書は、平成21年10月1日以降の出産分の取扱いについて有効となります。

平成22年1月請求時以前に同意書を提出されていない場合は、この同意書を至急本会宛にご提出いただきますようお願い申し上げます。なお、上記請求分が無い場合は、平成22年2月請求時又はそれ以降の初回請求時に専用請求書と共に本会宛にご提出下さい。

出産育児一時金の過誤調整に関する同意書

平成 年 月 日

_____ 国民健康保険団体連合会 宛

保険医療機関コード							
-----------	--	--	--	--	--	--	--

保険医療機関の

所在地及び名称

開設者氏名

印

出産育児一時金(※)の支払に関し、保険者による資格確認等により支払が過誤と判明した出産育児一時金については、当医療機関に支払われる他の出産育児一時金(当該出産育児一時金を支払った保険者又はそれ以外の保険者から国保連合会を通じて支払われるものに限る。)の充当による清算又は当医療機関からの戻入による清算を、**自らの責めに帰すべき事由があることを了解した場合に限り**、国保連合会を通じて行うことに同意する。

(※) 家族出産育児一時金並びに共済組合に関する法律又は私立学校教職員共済法による出産費及び家族出産費を含む。

(ご提出の要領等)

1. 既に本会宛に同意書をご提出いただいている場合は、この同意書を改めてご提出いただく必要はありません。
2. この同意書は、平成21年10月1日以降の出産分の取扱いについて有効となります。
平成22年1月請求時以前に同意書を提出されていない場合は、この同意書を至急本会宛にご提出いただきますようお願い申し上げます。なお、上記請求分が無い場合は、平成22年2月請求時又はそれ以降の初回請求時に専用請求書と共に本会宛にご提出下さい。

~~この同意書は、出産育児一時金の初回請求時に専用請求書と共に国保連合会にご提出下さい。~~